

令和5年度会費基準

1. 普通会費(会員)

(1) 全国団体

| | | |
|---------------|---|----------|
| 全国農業協同組合中央会 | } | 880,000円 |
| 全国農業協同組合連合会 | | |
| 全国共済農業協同組合連合会 | | |
| 農林中央金庫 | | |
| 家の光協会 | | |
| 日本農業新聞 | | |
| 農協観光 | | |
| 全国農業会議所 | | 80,000円 |

(2) 都道府県団体

| | |
|---|----------|
| 都道府県 | 130,000円 |
| (但し、近畿地区・・・220,000円) | |
| 都道府県農業協同組合中央会 [各連合会・全国連都道府県本部を含む] | 130,000円 |
| (但し、近畿地区・・・220,000円) | |
| その他農業団体 | 55,000円 |

(3) 市町村団体

| | |
|-------------------|----------|
| 市町村会員 | |
| ・町村 | 30,000円 |
| ・市 | 40,000円 |
| ・政令都市 | 50,000円 |
| 単位JA会費<正組合員戸数規模別> | |
| ・3,000戸未満 | 30,000円 |
| ・3,000～5,000戸未満 | 40,000円 |
| ・5,000～10,000戸未満 | 50,000円 |
| ・10,000～30,000戸未満 | 70,000円 |
| ・30,000～50,000戸未満 | 100,000円 |
| ・50,000戸以上 | 200,000円 |

(4) 個人

11,000円

2. 賛助会費(賛助会員)

(1) 団体

50,000～300,000円

(2) 個人(会友)

5,000円

注1. 単位JAの会費基準は正組合員戸数規模別とするが、正准組合員の区分を用いないJAにあっては、議決権のある組合員戸数を基準とし、特別の事由がある場合は、運営会議の承認に基づき行うことができる。

2. 下半期以降に加入の場合は、半額とする。また、これ以外の特別の事由がある場合の減額は、運営会議の承認に基づき、行うことができることとする。

3. 納入期限を令和5年9月末日とする。但し、特別の事由がある場合は令和5年12月末日とする。